



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 39 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金交付要綱 (情報政策課)

告 示

島根県告示第375号

情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「情報通信技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、ソフトウェア、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項に規定するコンテンツをいう。以下同じ。)その他の情報通信に関する技術及び電子計算機、携帯電話用装置その他の情報通信に関する機器に関する技術をいう。

(補助金の交付の目的等)

第3条 県は、民間団体等(県内に事務所、事業所又は活動拠点を有する事業者、事業者団体、特定非営利活動法人その他知事が適当と認める民間の団体をいう。以下この項において同じ。)による情報通信技術を活用した地域課題の解決に資する事業の創出及び高度化を支援するため、民間団体等が実施する次条に定める事業に要する経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものであって、知事が別に定めるところにより採択されたものとする。

- 情報通信技術を活用して実施する地域課題の解決に資する先導的な事業であって、事業としての継続性が認められるもの
- 自らが開発し、又は県内に事務所若しくは事業所を有する事業者から提供を受ける情報通信技術を活用する事業

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象である経費は、次に掲げるものとする。

- ソフトウェア、コンテンツ等の開発及び制作に係る経費
- 情報通信技術を活用するために必要な機器の購入、改造、借用及び設置に係る経費
- 情報通信技術を活用するために必要な通信回線の調達及び借用に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の実施に必要な通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、使用料、賃金等の経費

2 補助金の額は、1件当たり、補助事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の2以内で、かつ、100万円以上700万円以下の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に100分の25を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定内容の変更等の承認申請等)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業実績報告書(様式第3号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金概算(精算)払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類の保管等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

年度情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金交付申請書

補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的

別紙のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

別紙のとおり

4 補助事業完了予定期日 年 月 日

別紙

情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業計画書

事業主体名	
-------	--

1 事業の目的

2 事業の概要

採択申請時における事業提案書を添付すること。

なお、採択時の条件等により事業内容に変更が生じた場合は、変更後のものを添付すること。

3 収支予算

(1) 収 入

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支 出

(単位：千円)

項 目	金 額	積 算 根 拠	備 考
合 計			

(注) 事業採択書を添付すること。

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

年度情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業
変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定があったこの事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、補助金等交付規則第 9 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更 (中止・廃止) の理由

2 変更の内容

3 中止の期間

4 廃止の時期

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

年度情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったこの事業を 年 月 日付けで完了しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績
別紙のとおり

2 収支決算
別紙のとおり

3 事業完了年月日 年 月 日

(注) 補助対象経費については、支出証拠書類として領収書等その金額が確認できる書類(写し)を添付すること。

別紙

情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業実施状況

事業主体名	
-------	--

1 実施事業の概要

2 今後の事業展開及び地域課題解決の見込み等

3 事業費の収支決算

(1) 収 入

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

(2) 支 出

(単位：千円)

項 目	金 額	積 算 根 拠	備 考
合 計			

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名

印

年度情報通信技術を活用した地域産業の創出及び高度化支援事業
補助金概算(精算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助金について、概算(精算)払を下記のとおり請求します。

記

1	補助金の請求金額	金	円
	内訳 交 付 決 定 額	金	円
	補助金受領済額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

2 概算払を必要とする理由(概算払を請求する場合に記載)